

## 教育委員会広報誌作成等業務委託 仕様書

### 1 件 名

教育委員会広報誌作成等業務委託

### 2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 3 目 的

教育委員会広報誌として「教育だよりかわさき」を発行することにより、主に保護者及び市民活動団体等に対して、本市教育行政施策の紹介、教育行政の重要事項の解説、その他教育に関する情報をわかりやすく提供し、開かれた教育委員会として市民サービスの向上を図る。

### 4 発行条件

- (1) 発行部数 115,000部（1回あたり）
- (2) 発行回数 年3回（7月・11月・2月）
- (3) 印 刷 マットコート紙 A4判 44.5kg・16頁以上・全頁4色刷・中綴じ
- (4) 納入場所 教育委員会事務局教育政策室及び本市立学校170校
- (5) 納入期限 各号の指定した発行日まで

### 5 委託業務内容

- (1) 編集及びレイアウトに関する業務
- (2) カット及び写真に関する業務
- (3) 印刷及びPDFファイル作成業務
- (4) 校正業務（各号とも校正3回以上、色校1回以上）
- (5) 梱包業務（教育委員会が提供するリストに基づく）
- (6) 配送業務（同上）

### 6 委託業務完了報告書

業務を完了したときは配送の完了記録として、直送の場合は学校長の受領印、宅配業者を使用する場合は送り状の写しと宅配業者が発行する配達完了の記録を委託業務完了報告書に添付して提出するものとする。

### 7 留意点

- (1) 行政の刊行物としての硬いイメージを払拭し、読みやすく親しみやすい誌面とする。
- (2) 本市教育行政施策の紹介、教育行政の重要事項の解説、その他教育に関する情報などについて、写真やイラストなどを用いて視覚的に表現する。必要に応じて、教育だよりかわさきキャラクターを作成、使用することができる。
- (3) 児童生徒向けのページを作成する場合は、保護者等向けページと区別ができるよう、文章表現やデザインに配慮する。

(4) イラストやデザインを作成する際は、ジェンダーイメージに配慮する。

## 8 その他

(1) 新たなキャラクターを使用する場合は、以下の点に留意すること。

ア 教育委員会広報誌としての魅力を高めるものであること。

イ 児童生徒及び保護者が親しみを持てるものであること。

ウ 自作かつ未発表のものであること。

エ 他の作品と同一、類似又は第三者の著作権等の権利を侵害していないものであること。

オ 色彩はカラーとし、単色（モノクロ）で使用してもイメージや安定感が損なわれないものであること。

(2) 事業の成果物（本文・写真・イラスト・新たなキャラクター等）に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は本市に帰属する。また、本市及び本市から適法に本著作物の譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しないこと。

(3) 現行のキャラクター（教育だよりかわさきキャラクター「メルるん」）を使用する場合は、本市から提供されたイラストデータを使用することとし、改変等を行わないこと。

(4) 取材にかかる費用、有償素材の使用料など制作にかかるすべての費用は受託者の負担とする。

(5) 本市の条例、規則等を遵守し、本市にとって適切な成果物が製作されるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。

(6) 本市の指示により企画、編集方針等に変更が生じた場合は、双方協議の上対応すること。

(7) 納入する PDF ファイルは、広告記事を除いたものとする。

## 支払いについて

	発行号	発行予定時期	支払予定時期	支払額 (税込み)
1	1 2 1号	令和3年 7月	令和3年 8月	円
2	1 2 2号	令和3年1 1月	令和3年1 2月	円
3	1 2 3号	令和4年 2月	令和4年 3月	円
			合計	円